

GREEN×EXPO 2027 入場チケット販売事業者募集要領

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、2027 年国際園芸博覧会（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）の入場チケット（以下単に「チケット」という。）販売促進のため、チケットを委託・買取販売する事業者を本募集要領に従い募集する。

1 募集内容

GREEN×EXPO 2027 のチケットに関して、協会と次の各号に掲げるいずれかの契約または複数の契約を締結し、チケットの委託・買取販売を行う企業、団体、組織（以下「企業等」という。）を募集する。

- (1) GREEN×EXPO 2027 入場チケット委託販売業務契約
- (2) GREEN×EXPO 2027 入場チケット売買取引基本契約
- (3) GREEN×EXPO 2027 入場チケットデポジット方式による売買取引基本契約

2 参加資格

A 共通参加資格

- (1) 各種チケット販売（BtoB、BtoC）の実績があること
- (2) 次の①から④までのいずれにも該当しない企業等であること。
 - ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない企業等
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない企業等
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる企業等
 - ④ 国土交通省、農林水産省、神奈川県または横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている企業等

B 委託販売業務のみ追加適用の参加資格

- (1) 日本国内市場の上場企業又は資本金 1 億円以上の企業

3 スケジュール（予定）

2026 年 1 月 8 日（木）募集要領の公表・申請受付開始

2027 年 7 月 19 日（月）17 時 委託販売業務契約・売買取引基本契約・デポジット方式による売買取引基本契約の申請期限

4 チケット販売開始までのフロー

- (1) GREEN×EXPO 2027 入場券販売管理センター（以下「TKC」という。）へ秘密保持誓約書（様式 1）を提出
- (2) 仕様書、契約書、販売事業者向け手引きを受領（協会と契約締結を希望する場合は次へ進む。）
- (3) 販売契約申請書（様式 2）と契約種別に応じた申請書類を TKC へ提出
- (4) TKC が協会の代行で申請書類の確認及び審査

- (5) 契約種別に応じた契約書を提出
- (6) 契約締結
- (7) 協会が構築する委託販売 Web サイト、団体予約販売 Web サイトのアカウント (ID 及びパスワード) を付与 (チケット販売システムを利用する事業者に限る。)
- (8) チケット販売開始

5 申請手続き

- (1) 募集要領の公表

- ① 公表期間

2026 年 1 月 8 日 (木) から 2027 年 7 月 16 日 (金) 17 時

- ② 掲載場所等

入場券に関するページからダウンロードすること。郵送による配布等は行わない。

(<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/tickets/>)

- ③ 申請書類等

- (ア) 募集要領

- (イ) 秘密保持誓約書 (様式 1)

- (ウ) 販売契約申請書 (様式 2)

- (エ) 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式 3)

- (オ) 持続可能性の確保に向けた取組状況チェックシート(様式 4)

- (カ) 神奈川県暴力団排除条例に基づく誓約書(様式 5)

- (キ) 使用印鑑届 (様式 6)

※以下の (ク) ~ (コ) は、(イ) 秘密保持誓約書 (様式 1) を協会へ提出した者に限り開示する。

- (ク) 仕様書

- (ケ) 契約書

- (コ) 販売事業者向け手引き

- (2) 仕様書等の開示

本募集への応募を希望する企業等は、TKC を通じて協会へ秘密保持誓約書(様式 1)を提出すること。

提出された秘密保持誓約書を確認後、TKC より仕様書、契約書、販売事業者向け手引きを開示する。

- ① 受付期間

(委託販売業務契約・売買取引基本契約・デポジット方式による売買取引基本契約)

2026 年 1 月 8 日 (木) から 2027 年 7 月 19 日 (月) 17 時

- ② 提出書類

秘密保持誓約書 (様式 1)

- ③ 提出方法

電子メール (宛先 : ticket-info2@2027tkc.com) で受け付ける。

※1 電子メールの件名に「【秘密保持誓約書】GREEN×EXPO 2027 入場チケット販売業務」と明記し、秘密保持誓約書 (様式 1) を PDF データにて添付し、送付すること。

※2 秘密保持誓約書の押印は原則代表者印とするが、部門長など会社の使用人が、会社法に基づく会社からの委任等により締結権限を与えられている場合は、部門長の氏名、部門長印の捺印による提出も可能とする。

(3)申請書類等の提出

① 受付期間

(委託販売業務契約・売買取引基本契約・デポジット方式による売買取引基本契約)

2026年1月8日（木）から2027年7月19日（月）17時

※審査等に時間を要するため、2026年3月に予定される入場チケット販売開始時から販売するためには2026年1月16日（金）17時迄に電子メールにて申請書類等を提出すること（原本も速やかに送付すること。）。上記期限に間に合わない等の場合は、個別にメールにて下記③提出方法【電子メール】（宛先）のGREEN×EXPO 2027 入場券販売管理センターまで相談すること。

② 提出書類

| 申請書類 | 委託販売業務契約 | 売買取引基本契約 | デポジット方式による売買取引基本契約 |
|--|----------|----------|--------------------|
| 販売契約申込書(様式2) | ○ | ○ | ○ |
| 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式3) | ○ | ○ | ○ |
| 持続可能性の確保に向けた取組状況チェックシート (様式4) | ○ | ○ | ○ |
| 神奈川県府暴力団排除条例に基づく誓約書(様式5) | ○ | ○ | ○ |
| 使用印鑑届(様式6) | ○ | ○ | ○ |
| 印鑑証明書(発行日から3ヵ月以内のもの) *海外事業者は不要 | ○ | ○ | ○ |
| 法人登記簿謄本(発行日から3ヵ月以内のもの) ※日本国における法人登記を有しない場合は、①外国会社本体の代表権を有する者、②その会社の登記事項について証明をする権限を有する者、または③日本における代表者が本国の官憲または在日領事の面前で、日本での外国会社の登記に必要な事項を供述した宣誓供述書を提出すること。外国語による場合は日本語の訳文を添付すること。 | ○ | ○ | ○ |
| 財務諸表の写し(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書)※最近3か年分。非上場の場合は加えて監査報告書、なければ確定申告書写し(別表一から五一2を含む) | ○ | — | — |

| | | | |
|--|---|---|---|
| 個人又は法人事業税納税証明書(未納がないことの証明で、下記(ア)及び(イ)の発行日から 3 カ月以内のもの) (ア)本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書 (イ)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 | ○ | — | — |
| 各種チケット販売実績を証明する書類（契約書等） | ○ | — | — |
| ※旅行業務登録通知書の写し（旅行事業者のみ） | ※ | ※ | ※ |

注：別途、協会が指定する書類の提出を求めることがある。

③提出方法

申請書類は、電子メール送付後、原本を郵送により提出すること。持参による提出は不可とする。
また郵送の場合、全て 2027 年 7 月 16 日までの消印があるものを有効とする。

【電子メール】

(宛先) ticket-info2@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 入場券販売管理センター 宛

※電子メールの件名は「【販売契約申請】●●●」(※●●●には事業者名を入力) と明記し、前号に掲げる提出書類を PDF データで添付し、送付すること。

【郵送】

〒231-0015 横浜市中区尾上町 6-87-3 産経横浜ビル 5F

GREEN×EXPO 2027 入場券販売管理センター宛

※特定記録等の配送状況が追跡できるもので提出すること。

④費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とする。

6 契約手続き等について

- (1) 申請書類審査完了後、申請者に審査結果を通知する。審査に合格した申請者に対しては、契約手続きについて案内する。
- (2) 販売事業者（協会と第 1 項各号に掲げるいずれかの契約を締結した事業者をいう。以下同じ。）となろうとする者は、「公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会契約規程（2021 年 11 月 16 日制定）」第 12 条第 1 項に関わらず、別に協会が指定する契約保証金を契約締結する前に納付するものとする。また、契約保証金の免除に関しては、同条第 2 項の定めによる。
- (3) 契約保証金は、契約履行後又は販売事業者の責めに帰することができない事由により契約が解除された場合に返還する。また、契約保証金は、販売事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、協会に帰属するものとする。

- (4) 契約に際して、提出書類に不備がある場合は、協会は契約を締結しない。
- (5) 事業者が、契約締結の日までの間において、第2項に定める参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しない。
- (6) 協会が、事業者が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときには、①契約を締結しないことや②契約中であってもその契約を解除することがある。

7 持続可能性の確保

- (1) 販売事業者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 販売事業者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
https://expo2027yokohama.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/01_sus_code_summary_20240118_2.pdf
- (3) 販売事業者は、協会が販売事業者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めたときは、開示・説明に応じなければならない。
- (4) 販売事業者は、協会が販売事業者による調達コードの遵守状況について確認・モニタリング調査を求めたときは、これに協力しなければならない。販売事業者が協力に支障のあることについて正当な理由を有すると証明したときは、この限りではない。
- (5) 協会が販売事業者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、販売事業者は改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

8 その他

- (1) 本件に係る契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 申請書提出にあたっては、本募集要領、仕様書、契約書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を遵守すること。
- (4) 第1項各号に掲げる契約を締結したとき、販売事業者名及び問い合わせ先を協会が管理するWebサイトで掲載することを承諾すること。